

【論 文】

カナダの税制改革と社会保障

国際基督教大学教授 村上 雅子

要 旨

カナダにも1987年に大きな税制改革があった。カーター委員会報告にもとづく1971年改革以来のドラスチックな税制改革と言われる。この改革にアメリカの1986年税制改革が多大の影響を与えたことは否めない。改革の方向も同一で、所得税、法人税における課税ベースを拡大し、法定税率を大幅に引き下げるものである。国境を接し、経済的交流も密接なカナダにとって、アメリカと所得税率、法人税率が格差を持ち続けることは、国際競争上も困難なことである。

しかしカナダ1987年改革には、アメリカと異なる独自の特性もみられる。それは1971年改革以来の、公平性、特に低所得者の生活維持への強い関心である。この特徴はまたカナダの社会保障制度の中にも貫かれている。小論はこのことを明らかにする。まず1節においてカナダの社会保障制度における所得保障を概説する。そこで公的老齢年金制度の中に、最低生活を保障するシステムのあること、所得制限のない児童扶養手当の制度があるが、それは所得税制度における、払い戻し付き低減率の、児童扶養税額控除との組み合わせにおいて、低所得層に傾斜する給付にしていることを示す。

2節において1987年改革前のカナダ所得税の構造を解説し、3節において改革によって、どう変化したのかを、主として所得税の負担に因連して述べる。社会保障との関連は薄いため、法人税には僅かにしか触れない。

カナダ1987年改革の中でも注目すべき点は、キャピタルゲインの75%を課税対象所得に含めたこと（従来は50%）、所得控除を税額控除に転換したことである。定額の所得控除は、限界税率の高い高所得層に、大きな租税節約を与える不公平であり、税額控除にすべきだという批判はカナダに根強い。すでに児童扶養税額控除および、売上税税額控除において、払い戻し付き、低減率の税額控除を導入して、低所得層によりおおきな補助を与え、この批判に応えていたが、今回の改革の所得控除の税額控除化は、それをもう一步進めたものである。

1. 社会保障制度における所得保障

(1) 全体像

カナダ社会保障制度における所得保障の全体像は、給付の性格によって、「定額」(demogrant), 「保証所得」(guaranteed income), 「社会保険」(social insurance), 「社会扶助」(social assistance) に分類して見るとよい。「定額」は老齢者や扶養児童など、特定のグル

ープの者に所得に関係なく、1人当たり定額給付されるもの。「保証所得」は最低所得を保証するため、所得が高くなると減少する額で給付されるもの。「社会保険」は失業、疾病、障害、退職など一時的、恒久的な所得の損失に対して保険により給付するもの。「社会扶助」は以上の給付受給の資格がないか、それでは救済しないニードをもつ者への給付である。

「定額」：老齢基礎年金(Old Age Security, OAS), 児童扶養手当 (Family Allowances, FA)

「保証所得」：所得保証補足年金 (Guaranteed Income Supplement, GIS), 州 (Province) の補足年金

「社会保険」：カナダ／ケベック労働者年金 (Canada/Quebec Pension Plan, CPP/QPP), 失業保険 (Unemployment Insurance, UI), 労災保険 (Workman's Compensation), 軍人年金 (Veterans Pension & Allowances), 医療保険 (Medicare & Hospital Insurance)

「社会扶助」：公的扶助 (Canada Assistance Plan, CAP)

税制と社会保障との関連を考察する上で、

- (1) 両制度が「所得」「家族」について同一の定義に立っていること。
- (2) 社会保障の所得給付が、所得税の課税対象に含まれること。ただし「保証所得」と「社会扶助」および労災保険給付は含まれない。
- (3) 老齢者に対しては、社会保障制度で公的年金の OAS, GIS, CPP/QPP による所得保障があり、所得税制度で所得控除の老齢者控除、私的年金所得控除があること。
- (4) 扶養児童に対しては、社会保障制度で FA があり、所得税制度で扶養控除と児童扶養税額控除 (Child Tax Credit, CTC) があ

ること。

に注目したい。

社会保障給付が所得税の対象所得に含まれることは、限界税率の高い層ほど手取り額が少なくなる。しかし定額の所得控除は、限界税率の高い層に、より大きな租税節約を与える。そして払い戻し付き、低減率の税額控除は、低所得層ほど大きな純給付になる。カナダではこのように所得階層に対するインパクトの性格が異なることを考慮しつつ、両制度の給付や控除の額が決められ、制度の改革が計られている。

それが可能なのは、所得税が、社会保障番号を用いた納税者番号制度の下で、全員申告制度をとっていること、また世帯所得 (family income) に基づく払い戻し付き (refundable) の税額控除があるため、所得税課税最低限以下の所得層も所得申告をする誘因があり、かつ世帯所得についても申告されていることである。この所得と家族に就いての同一のデータに基づいて、社会保障給付と所得税上の負担を比較し、最低生活保障の機能と、垂直的公平性、水平的公平性がよく達成されているかの考慮が可能になるのである。

(2) 老齢年金制度

連邦政府が責任をもつ公的年金制度は、次の 3 つから成っている。(1) 老齢基礎年金 (OAS), (2) 所得保証補足年金 (GIS), (3) カナダ／ケベック労働者年金 (CPP/QPP)

OAS はすべての65歳以上の老齢者に、賦課方式で給付される定額の年金で、連邦の一般会計から支出する。OAS の年金額は、最低生活費 (カナダ統計局公表の "Poverty Line") にはやや足りない。そこで本人と配偶者の所得審査付きで、OAS と「その他所得」の合計が、

最低生活費に不足する額について、 $1/2$ を GIS、残り $1/2$ を州政府の所得保証補足年金で補うことになる。

具体的なやり方は、OAS のみで他の所得がない場合、GIS の最高額が給付され、「その他所得」が1ドル増すごとに GIS は50セント減額する（減額率50%）。OAS と最高額 GIS を加えても最低生活費に少し足りない。その不足を州の補足年金が埋めるが、この補足も減額率50%である。それゆえ「その他所得」が増えれば、その額だけ GIS と州の補足年金を合わせた給付は減る仕組みになっている。

つまりカナダの公的年金制度の中には、10年以上の居住条件を満たす老齢者であれば、必ず最低生活を保障するシステムがある。これは日本の基礎年金にその保障のないことに比べ、注目に値する。日本の生活保護に相当する制度は CAP の中にあるが、これには居住条件がないので、老齢者でも新しい移民など10年の居住のない低所得者がその対象となる。GIS 受給の為には所得審査のみであり、所得税全員申告制度の下で、所得はすでに申告されているから、手続きは簡単であり、屈辱感も少ない。

CPP/QPP は、すべての使用者と自営業者の強制加入による労働者年金である。積立方式の社会保険による年金制度であるが、他の先進諸国と同様、保険料率は低く、それで貰い得る以上の年金額を給付してきたため、積立基金は21世紀に入ると急速に減少し、2020年頃には枯渇すると予測され、保険料率の引き上げと賦課方式への移行が議論されている。

CPP/QPP の保険料率は、1966年の発足以来、標準報酬の3.6%（本人1.8%，雇用主1.8%）に据え置きのままで、標準報酬の上限が、産業平均賃金にほぼ等しく設定されている。このよ

うに保険料が低いから、給付も低い。稼得中の標準報酬が、産業平均賃金に等しいか、それ以上であった人は、最高額の CPP/QPP 年金になるが、それでも標準報酬上限（=産業平均賃金）の25%である。年金の算定式は筆者の別稿を参照されたい¹⁾。OAS と CPP/QPP 年金以外に所得が少なければ、GIS と州の補足給付を受けて最低所得は保証されるが、OAS と CPP/QPP の公的年金では、せいぜい平均賃金の50%程度であるので、資力のあるものは、個人年金や、企業年金、職業別年金などの私的年金に加入して、公的年金を補えというのが、カナダ老齢年金の精神である。事実、金融機関の販売する個人年金「登録年金貯蓄」(Registered Retirement Saving Plan, RRSP) や、企業年金「登録年金プラン」(Registered Pension Plan, RPP) への積立に税制上の優遇を与えて大いに奨励している。

(3) 児童扶養手当(FA)と児童扶養税額控除(CTC)

親または扶養者に扶養児童1人当たり定額の給付をする制度は1945年以来の歴史をもち、最初は16歳未満であったが、現在の FA は18歳未満の子についてである。1977年、所得税制度の中に CTC を導入した。1978年に CTC は払い戻し付きになったので、所得税額をこえる CTC の部分は給付される。親または扶養者の合計所得が、課税最低限所得に等しいかそれ以下の場合、CTC 全額が給付になる。また CTC は世帯所得が一定額を越えると5%の限界率で減額する。その理由は扶養児童をもつ低所得者により集中的に給付するためである。

老齢者と扶養児童関係の給付額を、1987年1月1日のデータにより年額で示そう。単位はカ

ナダドルである²⁾。

OAS (1人) 3568.44, OAS 以外無所得者に給付される GIS 最高額 (1人) 4240.92, 合計すると, 7809.36, これは平均賃金 25900 の 30.15%。もし老夫婦で他に所得がなければ, OAS, GIS 合計は, 15618.72で, 平均賃金の 60.3%になる。何らかの額の GIS の受給者は, OAS 受給者の 50%に達している。

CPP/QPP の年金額は最高額で, 6258.24, これは退職前 3 年間の平均標準報酬上限の 25% の規定で, 加入期間中標準報酬上限かそれ以上の給与であったものの受給額。平均賃金にはほぼ等しく設定されている標準報酬上限額は, 1987 年で 25900, 単身者が OAS と CPP/QPP の最高額を受給すると, 合計 9826.68, 平均賃金の 37.94%である。老夫婦で 2 人分の OAS があり, 1 人分の CPP/QPP 最高額を受給したとするとき, 合計 13395.12 で, 平均賃金の 51.7% になる。OAS の他に所得のない人への OAS と GIS 合計の方が, 老夫婦の場合, OAS と CPP/QPP 最高額の合計よりも高くなる。

扶養児童について, 児童扶養手当 FA は 1 人当たり 383.16 と少ない。所得税の方の税額控除 CTC は, 世帯所得が 23760 以下の場合, 1 人当たり 489 で, 世帯所得がこれを越えると限界低減率 5% で減額する。

日本円とカナダドルの換算率は, 1988年 1 月 1 日の換算率で, US 1 ドル = 121 円のとき, カナダドル = 93.08 円であった。現在はカナダ 1 ドル = 100 円とみなして大差はなく, 概算しやすいであろう³⁾。

2. 1987年税制改革前の所得税の構造

(1) カーター報告

カナダ所得税の導入は 1917 年 (アメリカが 1913 年), 現在の税制の骨格を規定しているのは, 1971 年税制改革である。1971 年改革は, 1962 年連邦政府の任命した, 王立租税委員会 (Royal Commission on Taxation) が 1969 年に 6 卷の報告書を出し, 論議を経て 1971 年に蔵相ベンソンの提出した改革案にもとづき成立した。委員長の名から「カーター報告」 (Carter Report) と呼ばれるこの報告書は, カナダの税制を論じる人々にとって常にベンチマークとして意識され言及される。

カーター報告の「包括的所得税」 (Comprehensive Income Tax, CIT) の理想は, そのまま 1971 年改革で実現したわけではなく, それ以後の諸改正の中で, 勤労, 投資促進のための種々の特別措置が導入されたのも確かであるが, それでもわが国の税制のシャウプ勧告からの離反に比べるならば, 資産所得の分離課税もなく, キャピタルゲインは二分の一が総合課税され, はるかに CIT 理念に近い税制が保たれてきた。その様相を 1987 年税制改革前の所得税の構造をとおして解説する。

カナダはアメリカと並んで所得税中心の税制をとっている。1986 年, 総収税に対する所得税税収の比率は, カナダ (36.0%), アメリカ (35.7%), 日本 (24.8%)。また所得税の GDP 対比は, カナダ (11.9%), アメリカ (10.4%), 日本 (6.9%) である⁴⁾。

(2) 所得税の課税ベース

課税単位は個人単位：カーター報告では家族単位を勧告し、行政上の困難から採択されなかった。しかし1971年改革以来、家族単位の考え方たが一部導入されている。払い戻し付き児童扶養税額控除(CTC)は両親の所得に基づく。利子・配当・キャピタルゲインについての定額の所得控除、RRSPへの年間貯蓄(上限つき)の所得控除は、配偶者についても控除できるなど。カナダで「家族」(family)とは配偶者と未婚の子供をのみ含むのが国勢調査の定義で、税制、社会保障もこの定義に基づいている。

所得税の課税ベースである「総所得」(total income, gross income, assessed income)は、すべての源泉からの所得と、公的給付を含む。ただし CIT の原則に比べ、なお次の所得は除外され、含まれていない。：未現実のキャピタルゲイン、実現されたキャピタルゲインの二分の一、フリンジベネフィット、GIS、障害年金、盲人手当、労災給付、戦傷者年金、帰属所得(自家生産消費材、現物給付、耐久消費財帰属所得、帰属家賃)

「課税所得」(taxable income, net income)は「総所得」から次の所得控除を引いたものである。

(3) 所得控除

所得控除には「人的控除」(exemptions)と「その他控除」(deductions)がある。1987年における金額を数値で示す。いずれも年額で単位はカナダドル。

「人的控除」：基礎控除(4220)、配偶者控除(3700)、老齢控除(2640)、障害控除(2890)、扶養児童控除(18歳未満560、18歳以上でフルタイムの学生1200)。配偶者控除を受ける資格

は、配偶者の年所得520以下。

「その他控除」：控除の理由別に示すと、

- (1) 思いがけぬ失費による困難の除去。(所得の3%をこえる医療費)
- (2) 稼得のためのコスト。(稼得の20%で上限500までの勤労所得控除、納税者本人が大学生の場合600の授業料控除)
- (3) 個人を保護するための社会保険拠出。(CPP/QPP、UIの保険料)
- (4) 社会的に望ましい活動参加促進。(所得の20%までの慈善寄付控除)
- (5) 種々の目的の貯蓄促進。(RRSP、RPP、住宅形成貯蓄への年貯蓄額を上限付きで控除、私的年金所得の定額1000控除、利子・配当・二分の一のキャピタルゲインの合計からの定額1000控除)

総所得から、該当する所得控除を引いた課税所得に、累進税の税率が課せられる。

(4) 累進税率

課税所得に対する法定の限界税率は、1984年から1987年の税制改革前まで、表1の示すように6%から34%までの10段階になっていた。こ

表1 連邦所得税の限界税率と課税所得区分

() はインフレ率

区分への適用限界税率 %	1984年 (5%)	1985年 (4%)	1986年 (0.8%)	1987年 (1.1%)
6	ドル ~1,238	ドル ~1,295	ドル ~1,305	ドル ~1,320
16	1,239~	1,296~	1,306~	1,321~
17	2,477~	2,591~	2,612~	2,640~
18	4,953~	5,181~	5,222~	5,280~
19	7,429~	7,771~	7,833~	7,919~
20	12,381~	12,951~	13,055~	13,198~
23	17,333~	18,131~	18,276~	18,477~
25	22,285~	23,311~	23,497~	23,756~
30	34,665~	36,261~	36,551~	36,953~
35	59,425~	62,161~	62,658~	63,348~

資料：The National Finances, 1986-87, p. 7: 7

表2 連邦と州の所得税、合算限界税率

課税所得	1971年	1972年	課税所得	1987年
ドル～500	% 0.00	21.68	ドル～1,320	9.00
501～	19.76	22.95	1,321～	24.00
1,001～	21.76	24.23	2,640～	25.50
2,001～	24.00	25.50	5,280～	27.00
3,001～	25.00	26.78	7,919～	28.50
4,001～	28.00	26.78	10,560～	28.50
5,001～	28.00	29.33	13,198～	30.00
6,001～	26.00	29.33	15,839～	30.00
7,001～	26.00	31.88	18,477～	34.50
8,001～	30.00	31.88	21,119～	34.50
9,001～	30.00	34.43	23,756～	37.50
10,001～	35.00	34.43	26,398～	37.50
11,001～	35.00	39.53	29,038～	37.50
12,001～	40.00	39.53	31,678～	37.50
14,001～	40.00	44.63	36,953～	45.00
15,001～	45.00	44.63	39,597～	45.00
24,001～	45.00	49.73	63,347～	51.00
25,001～	50.00	49.73	65,994～	51.00
39,001～	50.00	54.83	102,950～	51.00
40,001～	55.00	54.83	105,589～	51.00
60,001～	60.00	59.93	158,384～	51.00
90,001～	65.00	59.93	237,575～	51.00
125,001～	70.00	59.93	329,965～	51.00
225,001～	75.00	59.93	593,937～	51.00
400,001～	80.00	59.93	1,055,888～	51.00

資料：The National Finances, 1886-87, p. 7: 9

これは連邦の所得税である。最高限界税率が予想外に低い。州の所得税は連邦所得税と同じ課税所得を用いて、連邦所得税の一定率として決められる。その比率は各州政府の自由であるが、州により43%から60%ぐらいの開きがある（1987年）⁵⁾。

表2は、州の所得税を、連邦所得税の47%として計算した場合の、連邦と州の所得税を合わせたときの、課税所得に対する限界税率である。課税所得1320ドル未満を除くと限界税率は、24%から最高で51%（1987年）に及んでいる。課税所得の区分の数値が細かいのは、区分について毎年インデクゼーションが行われるためであ

る。カーター報告は連邦と州の所得税を合わせて最高の限界税率を50%程度にするように勧告したが、1971年改革前の80%からほぼ50%にまで下がっている。

この他に、3%の付加税（Surtax）が課せられる。

(5) 税額控除

税額控除は、連邦所得税について3種類ある。

(1) 払い戻し付き児童扶養税額控除(CTC)：

1節の児童扶養手当に関連してすでに述べたように、1987年、18歳未満の子1人当たり489、世帯所得が23760をこえると5%の限界率で減額する。

(2) 払い戻し付き売上税税額控除(Refundable Sales Tax Credit)：1986年に導入。成人（18歳以上）1人当たり50、18歳未満1人当たり25、世帯所得が15000をこえると5%の限界率で減額する。

(3) 配当控除：法人税との部分的統合のためである。1987年、連邦の法人税基本税率は36%であったが、カナダの企業からの受取配当の1/3について、法人税率で支払った額が税額控除される。

税額控除はこのほかに州所得税について、固定資産税税額控除(Property Tax Credit)がある。

税額控除が、このように多用され、とくに児童扶養や、売上税負担について、払い戻し付き税額控除を導入して、低所得者の負担の軽減を負の所得税方式で行っているのはカナダ税制の著しい特徴である。カナダの連邦売上税は税率は12%⁶⁾、単段階の製造業売上税で一般的な消費税ではないが、その影響は消費税の価格上昇となり、逆進的効果をもたらすとして、世帯所

得(family income)にもとづく売上税税額控除を設けた。

また固定資産税は州税であるが、その税率はかなり高く、負担額を所得で除した平均負担率は逆進性を示している⁷⁾。そこで居住の住居に支払われた固定資産税について配偶者に250、子一人当たり68を州所得税から税額控除する。

カナダの所得税は垂直的公平性を重視していることが強く印象づけられる。低所得者への負担軽減の方法は以上からかなり明らかになったが、高所得者への課税についてはどうか。

(6) 贈与税と相続税

資産所得課税との関連で興味深いのは、贈与税、相続税が、ケベック州以外では廃止されていることである。その代わりに死亡時あるいは贈与時に資産は売却されたと見なされ、キャピタルゲインとしてその二分の一が贈与者または遺贈者の連邦所得税の課税所得に算入される。

カーター報告は受取額を所得税の課税ベースに含めるよう勧告したが、行政上の困難から採用されなかつた。1971年改革前は贈与税、相続税は所得税と別に課税されたが、改革後、州に課税方法を任せ、徐々に廃止されたのである。その理由は税収は少ないが徴税費用が大きいためとのことである。この理由は地価の高いわが国では理解しがたいが、表3の所得階層別キャピタルゲインの額を見れば傾ける。

この表3は課税目的のためになく調査されたもので、すべての資産のキャピタルゲインを含む⁸⁾。1980年とデータは旧いが貴重な統計である。不動産の売却によるキャピタルゲインは、せいぜい年収額にほぼ等しい程度の額である。したがって相続人、被相続人が異なる州に散在する中で州税として相続税を徴収する困難より

表3 源泉別純キャピタルゲインとロス(1980)

所得階層	株式	不動産	債券	その他
ドル ～5,000	394	5,525	(375)	42
5,001～	1,717	7,179	(108)	516
10,001～	1,896	6,918	(352)	604
15,001～	2,091	7,491	237	580
20,001～	2,767	9,264	583	651
25,001～	2,737	9,876	(504)	663
30,001～	6,764	15,706	(767)	910
40,001～	6,708	24,593	638	1,107
50,001～	12,922	36,488	1,927	2,304
100,001～	80,048	120,832	7,512	7,127
平均	8,577	15,447	663	900

純キャピタルゲインとロスは課税前の全額。

()は純キャピタルロス。

資料は、Department of National Revenue, Taxation の Taxation statistics (1982) Table 2, 18

は、キャピタルゲインとして遺贈者の連邦所得税ベースに組み入れる方を州政府は選ぶであろう。

カナダの所得税で公平上改革すべき主要な点は、キャピタルゲインの二分の一が非課税とされていることである。ただし一生涯に控除され得るキャピタルゲインの上限額が50万ドルと制限されていることは注目に値する。贈与税、相続税も兼ねるのであるから、キャピタルゲイン課税のありかたは重要である。1971年改革前は全額非課税であった。1971年改革後も次のケースのキャピタルゲインは非課税である。(1)居住の住宅の譲渡によるものは、住宅周辺1エーカーまでの土地を含めて。(2)農地が子供に譲渡された場合。(3)1000ドル以下の油絵、骨董品等の売却益。

キャピタルゲインの80%強は所得の上位20%に取得されている。何等かの適切な平均化(例えば5年間にわたる平均化)を行って、全額を課税ベースに含める改革が必要であろう。

利子・配当・1／2キャピタルゲインの合計

表4 連邦、州所得税の負担額と実効平均税率（1986年）

総所得	所得税、単身者の実効平均税率						所得税、夫婦子2人（18歳未満）の実効平均税率					
	連邦税	連邦税率	州税	州税率	合計税	合計税率	連邦税	連邦税率	州税	州税率	合計税	合計税率
ドル 1,500	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —
2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5,000	10	0.20	4	0.08	14	0.28	—	—	—	—	—	—
7,500	282	3.76	131	1.74	413	5.50	—	—	—	—	—	—
10,000	695	6.95	322	3.22	1,017	10.17	38	0.38	18	0.18	56	0.56
12,500	1,130	9.04	523	4.18	1,654	13.22	363	2.90	168	1.34	531	4.24
15,000	1,587	10.58	735	4.90	2,322	15.48	778	5.18	360	2.40	1,139	7.58
17,500	2,050	11.71	949	5.42	2,999	17.16	1,216	6.95	563	3.22	1,779	10.17
20,000	2,527	12.63	1,170	5.85	3,697	18.48	1,678	8.39	777	3.88	2,455	12.27
25,000	3,532	14.13	1,635	6.54	5,167	20.67	2,622	10.49	1,214	4.86	3,836	15.35
30,000	4,708	15.69	2,180	7.27	6,888	22.95	3,683	12.28	1,705	5.68	5,388	17.96
50,000	10,377	20.75	4,712	9.42	15,089	30.17	8,996	17.99	4,103	8.21	13,099	26.20
100,000	28,264	28.26	12,357	12.36	40,621	40.62	26,626	26.63	11,666	11.66	38,292	38.29
200,000	66,174	33.09	28,337	14.17	94,511	47.26	64,536	32.27	27,646	13.82	92,182	46.09

資料：Canadian Tax Foundation, The National Finances 1986-87, p. 7: 26 Table 7, 12, 13より計算。
総所得はすべて給与所得として計算。実効平均税率＝所得税額／総所得。

である投資所得から、1000 ドルまで所得控除される措置は額もそれほど大きくなく、広く利用されているのであまり問題にされない。RRSPへの年貯蓄額の所得控除は、上限も1984年で5500 ドル（企業年金 RPP 加入者は3500 ドル－ RPP 投出）と高く、納税者本人のほかに、配偶者のためにも利用できるところから、限界税率の高い高所得層に大きな租税節約を与えていたとの批判はしばしば見られる。ただこの制度のカナダの貯蓄率引上げの効果は大きく、高齢化社会に向かっての自助手段として、公的年金の水準は低いところから、存続させざるを得ないであろう。

表4は1986財政年度のデータであるが、「総所得」階層別の給与所得者の所得税負担額と、そこから計算した平均実効税率である。

3. 1987年税制改革による変化

1984年はカナダの政権担当政党が変わった年である。16年間首相として自由党(Liberals)政権を率いてきたトリュード氏が春に辞任し、自由党党首がターナー氏に変わって、秋の総選挙の結果、マルルーニ氏の率いる保守党(Progressive Conservatives)が勝利したからである。選挙前人々の税制への不満は主として、近年に導入された種々のタックスシェルターの利用によって、高所得者の租税負担が著しく軽減されていたことにあった。そこで、ある水準以上の所得者には、最小限負担すべき所得税額を定める「最低所得税」(Minimum Income Tax)改定案を選挙時主な3政党が掲げていた。

新政権の方針は民間への政府の介入を縮小し、カナダ経済の活性化と国際競争力を強化するこ

とにあったので、1985年～1986年の税制改定も、この線に沿った法人税における特別措置の削減や、「最低所得税」の改定、および中立性を進め、国際競争上も不利をもたらしている、連邦の製造業売上税改正への論議を起こすことに限られ、歩みも鈍いものであった。それが次に述べるようなドラスチックな税制改革として1987年12月成立に至ったのには、アメリカの1986年税制改革の成功、それまでの論議の影響が決定的であったと思われる。しかしそこにはカーター報告以来のカナダ税制の特徴も色濃く反映されている。

1986年1月より導入された「代替的最低所得税」(Alternative Minimum Tax, AMT)は、「調整課税所得」(Adjusted taxable income)から40,000ドルを引いて17%を乗じた額を、最低限支払うべき連邦所得税とするもの。調整課税所得には、キャピタルゲインの全額が算入され、RRSPやRPPへの年貯蓄額の控除もなく、そのほか種々の利用可能なタックスシェルターによる控除もない⁹⁾ので、AMTは高所得者にかなり増税になる。このように負担公平化への改革の要望はすでにかなり高まっていたのである。

(1) 1987年税制改革の主要点

その基本性格は、課税ベースを拡大し、税率を引き下げるものである。

- (1) キャピタルゲインは、改革前1／2が課税対象所得に含まれていたが、1988年には2／3、1990年には3／4を含めるものとする。
- (2) 所得税における、利子・配当・キャピタルゲイン1／2合計からの1000ドルの投資所得控除を廃止する。
- (3) 人的控除の全体と、幾つかのその他控除を、税額控除に変換する。その際、改革前の

所得控除額に、最低の新限界税率17%を乗じた額を税額控除し、払い戻しは付けない。

(4) 勤労所得控除(Employment Expense Deduction)は廃止。

(5) 所得税の限界税率は、17%，26%，29%の3段階とし、州の所得税と合わせたときの最高限界税率を、45%に下げる。

(6) 法人税における、製造業への投資税額控除は廃止する。

(7) 法人税における、加速的減価償却控除を廃止する。

(8) 法人税の税率を、3年がかりで次のように引き下げる。(単位%)

	1987	1988	1989	1990	1991～
一般企業	36	28	28	28	28
製造業	30	26	25	24	23
小規模企業	15	12	12	12	12

このように、所得税においては(1)，(2)，(3)，(4)による増税と(5)の税率引き下げ、法人税の(6)，(7)による増税と(8)の税率引き下げを組み合わせ、税収中立性をはかる税制改革であった。

(9) 政府は、連邦の製造業売上税(製造業売上額へ12%課税)を廃止し、送り状付きの付加価値税を、払い戻しつき税額控除を伴って導入することを計画した。しかし州の小売売上税との一体化のために、州政府との協議が必要であり、売上税の改革は、税制改革の第2段階として行われる。

(2) 税制改革による変化

所得税における税制改革は、所得階層別、世帯類型別の負担にどのような変化をもたらしたであろうか。所得税における改革の方針として、歳相ウイルソンは1987年6月提出の税制改革案白書において、「所得階層間に負担のシェアの

おおきな変更はしないが、低所得者の負担を軽減し、高所得層の負担をやや高めて、所得税の累進性を強化する」と述べている¹⁰⁾。

税率構造は、改革前、限界税率6%～34%（課税所得約63000ドル超）の10段階であったのが、次のように変わり、連邦と州の所得税を合わせた最高限界税率は、53%から45%に下がった。

課税所得	限界税率	納税者数	の構成比	
～27500ドル	17%	66%		
27501～55000	26	29		
55001～	29	5		

所得控除が、税額控除に変わったことは、どの世帯類型についても課税最低限の所得水準を、表5のように引き上げることになった。

所得控除については、「人的控除」の全部が、現行の所得控除額の17%を税額控除することになり、「その他控除」のうち、所得の3%をこえる医療費、年金所得、本人の大学授業料、

表5 1987年税制改革による所得税課税最低限の変化（税額控除後、正の所得税が負担される境界の所得、ドル）

	単身 (~65歳)	単身 (65歳~)	夫婦と 子2人	夫婦 (65歳~)
税制改革前	4,940	10,785	16,770	16,945
税制改革後	6,220	11,430	18,890	19,010

CPP/QPPとUIの社会保険料に関する所得控除額も、17%の税額控除に変わった。勤労所得控除と投資所得控除は廃止された。RRSPとRPP年金への年貯蓄額の所得控除は存続させた。慈善的寄付については、最初の250ドルまではその17%が税額控除になり、それを越える寄付は所得の20%の上限寄付額まで29%が税額控除される。

既存の税額控除については、払い戻し付き児童扶養税額控除（1988年は児童1人当たり524ドルで、世帯所得24000ドル以上では5%の低減率）、払い戻し付売上税税額控除（1988年は成人1人当たり70ドル、児童1人当たり35ドルで、世帯所得16000ドル以上で5%の低減率）は金額を引き上げて存続させた。配当税額控除は、改革前は受取配当の1/3について、法人

表7 連邦所得税のシェアの変化、1988

総所得の階層	申告者 構成比	連邦所得税シェア	
		改革前	改革後
ドル ～15,000	% 46.7	% 1.6	% 1.1
15,001～30,000	28.7	25.2	23.9
30,001～50,000	18.2	38.3	38.6
50,001～100,000	5.5	22.8	23.7
100,001～	0.8	12.1	12.7
計	100.0	100.0	100.0

資料：表6と同じ。p. 37

表6 連邦と州の所得税、1987税制改革前後の変化、1988

総所得の階層	減税になる世帯		増税になる世帯		全世帯の平均	
	世帯数	減税額	世帯数	増税額	変化額	変化率
ドル ～15,000	100万 2,800	ドル -140	100万 230	ドル 190	ドル -110	% -21.6
15,001～30,000	3,015	-460	245	340	-395	-12.7
30,001～50,000	2,260	-525	285	420	-415	-5.5
50,001～100,000	1,435	-735	285	795	-480	-3.1
100,000～	180	-4,165	60	8,050	-1,175	-2.3
計	9,690	-490	1,105	865	-350	-5.5

資料：Canadian Department of Finance, Tax Reform 1987: A Summary for Taxpayers (Ottawa, 1987), pp. 30, 24, 25

税率適用分を税額控除したが、改革後は $1/3$ を $1/4$ に変えた。連邦所得税額の変化は、その一定率である州所得税の負担をも変化させる。

これらの総合的結果として、連邦と州を合わせた、所得税の階層別負担は、税制改革の前後で次の表6のように変化した¹¹⁾。どの所得階層でも減税と増税が経験されるが、両方合わせると、平均では各階層とも純減税になる。純減税額は高所得層ほど大きいが、純減税率は低所得層ほど大きい。そこで連邦所得税の所得階層間のシェアについていえば、表7のように、改革によって高所得層の租税負担のシェアは確かに増大し、1987年税制改革白書における累進性強化の方針はともかくも貫かれたのである¹²⁾。

注

- 1) 村上雅子(1984) p. 61
- 2) Canadian Tax Foundation (1987) ch. 8 Social Servicesより。月額で決定されているものは12倍したが、消費者物価指数が3%を超える場合インデクゼーションがなされるので、実際の年額と若干ことなるかもしれない。
- 3) Pechman ed. (1988) p. 14には各国の税制比較のために1988. 1. 1の為替率が掲載されている。これによると、1 US ドル=1.3 カナダ ドル、1 US ドル 121円であるから、1 カナダ ドル=121/1.3=93.08 ドル、この時期は円が最も高い時で1989. 3月現在は、1 US ドル=130円台。
- 4) OECD (1986) p. 11
- 5) Canadian Tax Foundation (1987) p. 7: 11. 全州平均で、連邦所得税の55%が州所得税といわれる。Pechman ed. (1988) p. 44.
- 6) 製造業売上税の基本税率は12%であるが、タバコとアルコールは15%，建設業は8%である。Pechman ed. (1988) p. 48
- 7) 固定資産税、売上税の逆進性については、帰着に関する仮定の相違により推計結果には比例や累進もあり、論争がある。Smith (1987) 参照。
- 8) Broadway and Kitchen (1984) p. 96

- 9) Canadian Tax Foundation (1987) p. 7: 10に調整課税所得の詳細な説明。
- 10) Wilson, M. (1987) The White Paper : Tax Reform 1987, Smith (1987) p. 1246に引用。
- 11) 表6, 7は、Pechman ed. (1988) p. 58, 59より引用。
- 12) Smith (1987, p. 1246)は、「歳相ウイルソンの白書は政治的に受容され得るものと示しているが、所得税における累進性は、カナダでは重要な政策目標としてなお残っている」と述べている。

参考文献

- 1) Bale, G. (1985) A Call for Fundamental Tax Reform from the U. S. Treasury: Some Implications for Canada, Canadian Tax Journal, Vol. 33, No. 2
- 2) Bird, R. M. (1987) Federal-Provincial Fiscal Transfers in Canada: Retrospect and Prospect, Canadian Tax Journal, Vol. 35, No. 1
- 3) Broaday, R. W. and Kitchen, H. M. (1984) Canadian Tax Policy, 2nd ed. Canadian Tax Foundation
- 4) Canadian Tax Foundation (1987) The National Finances, 1986-1987
- 5) Canadian Tax Foundation (1988) The 1987 Conference Report
- 6) Hum. D. P. J. (1988) On Integrating Taxes and Transfer, Canadian Tax Journal, Vol. 36, No. 3
- 7) Kesselman, J. R. (1979) Credits, Exemptions, and Demogrants in Canadian Tax-Transfer Policy, Canadian Tax Journal, Vol. 27, No. 6
- 8) 村上雅子(1984)「カナダの老齢年金制度について」『社会保障研究』20巻、1号
- 9) OECD (1986) Personal Income Tax Systems Under Changing Economic Conditions
- 10) Ort, D. L. (1988) Tax Memo: Tax Reform 1987, Canadian Tax Foundation
- 11) Pechman, J. A. ed. (1988) World Tax Reform: A Progress Report, Brookings Institution
- 12) Smith, R. S. (1987) Rate of Personal Income Tax: The Carter Commission Revised, Canadian Tax Journal, Vol. 35, No. 5

(むらかみ まさこ)